

九州国際重粒子線がん治療センターにおける公的研究費の 使用に関する行動規範

平成28年10月 3日

九州国際重粒子線がん治療センター(以下「センター」という。)において、国や公的機関等が支援する研究事業を実施するに際しては、その支援経費が税金であることを十分に認識し、学術研究に対する国民の信頼を損なうことなく公正に遂行する必要がある。

特に公的研究費の不正使用は、研究者及びセンターの信用を失墜させるだけでなく、科学技術振興全体に与える影響は図り知れない。

このことから、センターは、公的研究費を支援経費とする学術研究を遂行するに当たり、その基準として、次のとおり行動規範を定める。

センターの職員その他センターの公的研究費の運営及び管理にかかわるすべての者(以下「研究者等」という)は、本行動規範を守らなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費がセンターの管理するものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。(公的研究費の認識と効率的使用)
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たっては、関係法令及び財団が定める関係規則、使用ルール等を守らなければならない。(関係規則等の遵守)
3. 研究者等は、公的研究費を使用するに当たっては、研究計画に基づいて、適正に使用しなければならない。(研究計画に基づく適正使用)
4. 研究者等は、公的研究経費の使用に当たっては、共通理解の基で相互に協力・連携して、不正の未然防止に努めなければならない。
(研究者等間の相互連携による未然防止)
5. 研究者等は、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことの無いよう構成に行動しなければならない。(取引業者との関係)
6. 研究者等は、公的研究費の取扱い等に関する研修会等に積極的に参加し、関連する規則等の熟知、知識習得及び事務手続き、使用ルールの理解に努めなければならない。
(研修会参加、規則熟知のなどの啓蒙行動)